

# 北海道文教大学試験における不正行為に関する取扱い

(平成17年3月9日 教授会)

## (目 的)

**第1条** この取扱いは、北海道文教大学定期試験に関する規程第10条に基づき、不正行為を防止することを目的に必要事項を定める。

## (遵守事項)

**第2条** 試験場への持込みは、当該科目担当教員によって許可されたものに限るものとする。

- 2 携帯電話を携帯している者は電源を切らなければならない。
- 3 試験場では、監督者の指示に従うこと。また、受験席が指定されている場合はこれに従い着席しなければならない。
- 4 試験場では静粛にし筆記用具、消しゴム等の貸借をしないこと。やむを得ない場合は監督者の指示によることとする。
- 5 受験者は学生証を必ず所持し、監督者が確認できるように机上に提示しておかななければならない。なお、試験に際し学生証を忘れた場合には、学生課窓口で所定の手続きのうえ、仮学生証の発行を受けなければならない。
- 6 提出する答案用紙には、必ず学籍番号、氏名を記入しなければならない。
- 7 答案用紙を試験場から持出した者に対しては、その科目は無効とする。
- 8 監督者の許可なくして退出した者の当該科目は無効とする。
- 9 その他の事項については、監督者の指示によることとする。

## (不正行為)

**第3条** 試験中に次の行為を行った者は不正行為があったものとみなす。

- (1) カンニングペーパー又はこれに類似するものを試験中に所持又は使用すること。
- (2) 他人に受験させ、又は他人の代わりに受験すること。
- (3) 他人の答案をのぞき見すること又は故意に見せること。
- (4) 答案用紙を交換する行為。
- (5) 持込みを許可されていない電子機器、通信機器又は書籍等を持ち込み参照すること。
- (6) 私語および物品の貸借をすること。
- (7) その他不正行為を疑われるような行為をすること。
- (8) 前条各項の遵守事項に反した行為をすること。

## (試験監督者の任務)

**第4条** 試験監督者は、前条に該当する行為が行われたと判断された場合には、直ちにその学生の試験を停止し、学生証、答案用紙及び不正行為に使用した証拠物件を押収して、その学生を試験本部に同行する。

- 2 前項の要領は別に定める。

## (試験本部の任務)

**第5条** 試験本部において、教務委員長は、学生に「報告書」(様式1)を、試験監督者に報告書(様式2)の作成を求める。

- 2 教務委員長は、学生及び試験監督者の意見聴取を行い、不正行為の認定を行う。

## (不正行為の認定)

**第6条** 教務委員長は、学生及び試験監督者の意見聴取を行い、不正行為の認定を行う。

## (処 分)

**第7条** 定期試験期間に不正行為と認定された場合は、当該試験期間中の全科目の試験を無効とし、北海道文教大学学則第38条の規定に基づく懲戒処分について学生委員会に付託するものとする。

**第8条** この取扱いの改廃は、教務委員会の議を経て教授会の承認を得るものとする。

## 附 則

この取扱いは、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成24年7月18日より施行し、平成24年4月1日から適用する。